

日本環境教育学会役員選挙規定

1990年5月20日制定

1995年5月13日一部改正

日本環境教育学会規約に基づき、次のように役員選挙の規程を設ける。

第1条 選挙権・被選挙権

選挙が公示される時点での正会員は役員選挙の選挙権・被選挙権を持つ。

第2条 選挙管理委員・選挙管理委員会

- ①選挙管理委員会は、運営委員以外の正会員のなかより総会において5名選出する。選挙管理委員の任期は2年とする。選挙管理委員は選挙管理委員会を構成する。
- ②選挙管理委員会は役員選挙を告示する。

第3条 選挙の方法

- ①選挙管理委員会は選挙権を有する正会員に被選挙者名簿および投票用紙を郵送する。
- ②選挙に際し、投票は、被選挙者名簿の中から投票用紙に会長1名、運営委員10名までを連記し、無記名で選挙管理委員会へ所定の投票締切日までに、郵送することによる。
- ③選挙に際し、会員は、5名以上の連署をもって本人の承諾を得て会長候補者および運営委員候補者を推薦する事ができる。また運営委員は本人の承諾を得て若干名の会長候補者および相当数の運営委員候補者を推薦することができる。

第4条 当選者の確定と発表

会長は投票数の最も多いもの、また運営委員会は投票数の多いものから順に定数を当選とする。次点者以下は、得票数に従って順次補欠名簿に記載する。そのほか、運用に関しては選挙管理委員会が行う。

また、結果の公表はニュースレターによる。

第5条 選挙規程の変更

選挙規程の変更は総会の承認を必要とする。

「付則」

本規定は1995年5月13日から施行する。